

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
社会福祉法人豊の里 行動計画

女性職員のキャリアアップや、男女を問わず職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日までの 5年間

2. 内容

<<次世代育成支援対策>>

目標1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

- <対策> ●令和8年4月～ 年次有給休暇の取得の促進のための制度案を検討する。  
●令和9年4月～ 制度を導入する。  
●令和9年4月～ 社内LANなどへの掲示により周知する。

<<次世代育成支援対策および女性活躍推進>>

目標2：男性の育児休業取得率を30%以上、又は男性の育児休業及び育児目的休暇の取得率を50%以上とする。

- <対策> ●令和8年4月～ 男性の育児休業等の取得率アップへの対策を検討する。  
●令和8年8月～ 対策内容を周知する。

<<次世代育成支援対策および女性活躍推進>>

目標3：フルタイム労働者一人当たりの月平均所定外労働時間を10%以上削減する。

- <対策> ●令和8年4月～ 全社員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員とその管理者に改善案の策定を促す。

<<女性活躍推進>>

目標4：管理職候補の女性職員にキャリア研修を実施・育成し、1人以上管理職へ登用する。

- <対策> ●令和8年4月～ 管理職候補の女性職員を選出する。  
●令和8年8月～ キャリア研修を実施する。  
●令和10年6月～ 1人以上 管理者登用する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

◎有給休暇取得率 70.5% (令和7年3月31日時点)

◎管理職に占める女性労働者の割合 37.8% (令和8年3月1日現在)